

悪質商法に注意

高齢者のお金や健康、孤独に対する不安に付け込んだ悪質商法が後を絶ちません。被害に遭わないためには、どんな手口やトラブルが多いのかを情報収集するとともに、強引な勧誘を受けることがあれば、その場で決めずに、家族や消費生活センターなどに相談しましょう。

巧妙化する 手口の実態

高齢者を狙った悪質商法が後を絶ちません。2022年度に全国の消費生活センターに寄せられた相談のうち、契約当事者が60歳以上のものは全体の3割を超え、5年以上前からこの傾向は変わりません。

相談内容を販売手法、手口別に見てみると、販売業者が自宅や職場に電話をかけてきて、虚偽の説明をしたり、強引に商品を案内したりする「電話勧誘販売」、販売業者が自宅を訪問し、長時間にわたり強引な勧誘をする「家庭訪問販売」などがあります。近年では、自発的に取引を行う「通信販売」に関する

事例1 リフォーム詐欺

地震の後、突然来訪した業者に屋根のシート掛けの補修を勧められた。工事代金の約30万円を全額前払いで支払って、工事が終わった後に確認したところ、薄いビニールをテープで貼り付けただけの手抜き工事だった。

「早く工事しないと大変なことになる」などと不安をあおって契約を急がせたり、工事内容についてあまり説明せずに工事をして高額な請求をしたりするケースが見られます。勧誘されてもその場ですぐ頼まず、工事の内容や費用についてよく確認したうえで、家族などに相談しましょう。複数の業者から見積もりを取ったりして、十分に検討することも必要です。↘

事例2 送りつけ商法

なお、訪問販売で契約した場合も、法律で定められた契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフで契約を解除することができます。クーリング・オフは、たとえ工事が終わっていても可能です。

「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があった。「注文した覚えはない」と伝えると「確かに注文している。代金は2万円。支払わないと訴える」と脅された。経済的にゆとりがないので、そんなに高い健康食品を注文するはずがないのに、翌日業者が言ったとおり商品が届いてしまった。

このケースのように、承諾していないのに一方的に商品が送られてきた場合、代

相談が増えているようです。

お金や健康、孤独に不安を抱えがちな高齢者は、こうした犯罪のターゲットになりやすいですし、自宅にいたことが多いため、訪問販売や電話販売を受ける機会が多いのです。また、オレオレ詐欺、キャッシュカード詐欺盗などの特殊詐欺の被害者の9割弱が65歳以上です(令和5年高齢社会白書)。

リタイア後の生活に対する不安を一つでもなくし、心豊かに過ごすためには、トラブルを避けるための備えについて、知っておくことも大切です。

トラブルに遭わないためには、商品の購入や、契約の前には、配偶者や子ども、知人に相談するなど、一人で判断しないように心がけましょう。また、同世代の人がどんな手口で被害にあっているかを知っておくことが有効です。

もしも被害に遭ってしまったら、何かおかしいと感じたら、すぐに自治体の消費生活センターの窓口相談しましょう。全国からの電話相談を受け付ける、消費者ホットライン(局番なし:1888:いやや)では、最寄りの消費生活相談窓口を案内してもらえます。

金の支払い義務はありません。また、商品の受取義務もないので、安易に受け取らないようにしましょう。勧誘の電話がかかってきたら、きっぱり断るとともに、業者の名前や連絡先を確認するようにします。

事例3 かたり商法(身分詐称)

年金事務所の職員と名乗り「65歳から保険料の還付金を受け取れる。先日ハガキで手続きの案内を送ったが見たか」と電話があった。受け取っていないと伝えたところ、「今からでも手続きできる」と言われ、口座のある金融機関を教えた。翌日、その金融機関の社員と名乗る者から電話があり、ATMに行くよう指示され、言われるままに還付金を受け取るための手続きをしたが、後になって30万円振り込んでしまったことに気づいた。

市役所、年金事務所、金融機関等をかたり、保険料、税金等が還付されるなどと説明し、そのための手続きとしてATMに誘導するなどしてお金をだまし取るケースがあります。こうした連絡があっても相手の話は聞かず、すぐに電話を切ってください。還付金に心当たりがある場合、自分で役所等窓口を調べ、連絡、確認してください。

事例4 不当請求

スマートフォンからアダルトサイトにアクセスし18歳以上をタップしたところ、突然登録されてしまった。退会のためにメールを送信したら「自動退会できません。サイトに電話をするように」という返信メールが届き、15万円を請求された。サイトに電話をしたが出なかったので、インターネットで検索した「消費者相談センター」に相談したところ、「当社に約10万円を支払ってもらえれば解決する」と言われた。依頼したところ、「コンビニで契約書面を受け取るように指示され、名前、住所、携帯電話番号などを書きFAXで送り返した。後日、警察に相談したら無視をすればよかったと言われた。

無料だと思っただけでも、アダルトサイト等は突然料金を請求されることがあるので、不用意にアクセスしないようにしてください。身に覚えのない請求をされた場合には、あわてて支払わないようにしましょう。また、消費者トラブルの解決をうたう事業者による二次被害や、国民生活センターや公的機関をかたる詐欺的な手口に気を付け、困った時には消費生活センターや警察などに相談してください。

※事例は「高齢者の消費者被害」(独立行政法人国民生活センターホームページ)より再構成